

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

本節では、我が国の賃金及び家計からみた所得分配構造の推移と特徴を主要先進国との国際比較も交えつつ明らかにするとともに、今後の構造変化の中で安定した勤労者生活を実現していくための課題について検討する。

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

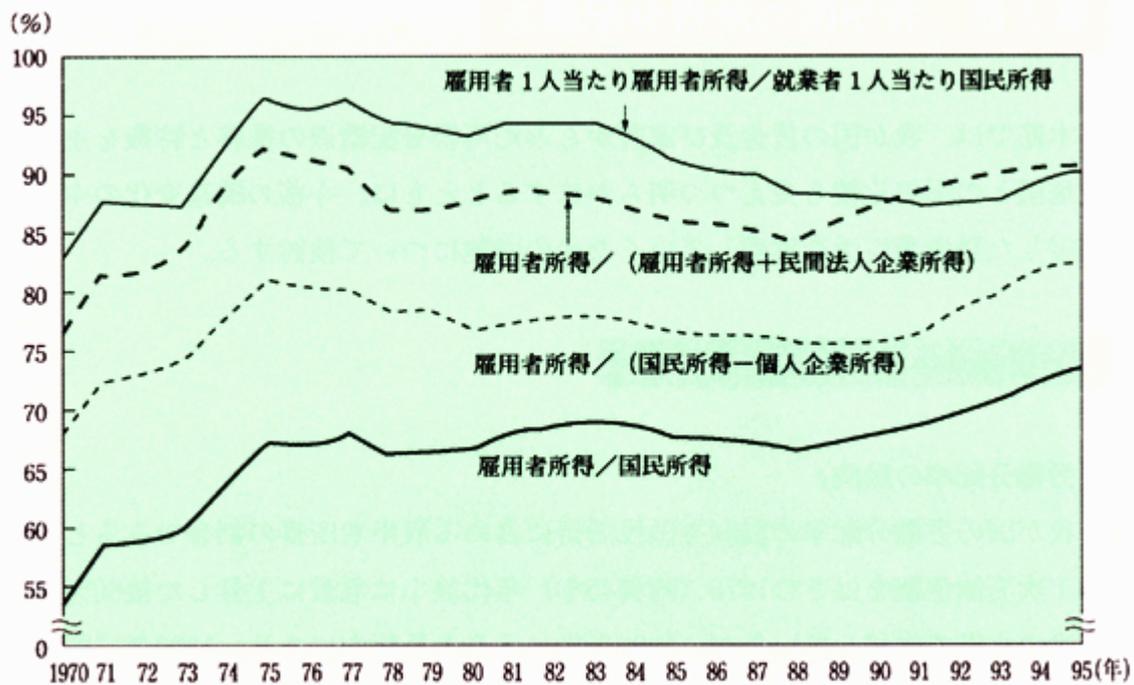
1) 賃金面からみた所得分配の動向 (労働分配率の動向)

我が国の労働分配率の動向を国民所得に占める雇用者所得の割合で見ると、第1次石油危機をはさむ1970(昭和45年)年代後半に急激に上昇した後60%台後半の水準で推移していたが、1990年代に入り上昇傾向にあり、1993年以降は70%を超える水準で推移している。しかし、分母である国民所得には自営業主や家族従業者の所得が含まれているため、上記分配率の水準とその動きは自営業主等の比率とその低下、逆にいえば雇用者比率とその上昇の影響を受けることになる。

このため、こうした就業構造の変化を調整した労働分配率として、1)就業者1人当たり国民所得に対する雇用者1人当たり雇用者所得の割合、2)雇用者所得に民間法人企業所得を加えた額に対する雇用者所得の割合、3)国民所得から個人企業所得を取り除いた額に対する雇用者所得の割合の動きをみてみよう。調整方法の違いもあり各調整分配率の水準や各年ごとの子細な動きは異なっているが、全体としてみればおおむね共通した動きがみられる。すなわち、ここ数年はやや上昇する動きもみられるが、近年における経済の拡大テンポが比較的緩やかであったこともあり、いずれの調整分配率も第1次石油危機後はおおむね安定的に推移している。このように、我が国における賃金面への分配はおおむね経済の成長に応じて行われてきたといえよう(第1-(3)-1図)。

第1-(3)-1図 我が国の労働分配率の推移

第1-(3)-1図 我が国の労働分配率の推移



資料出所 経済企画庁「国民経済計算」、総務庁統計局「労働力調査」から労働省労働経済課にて試算

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

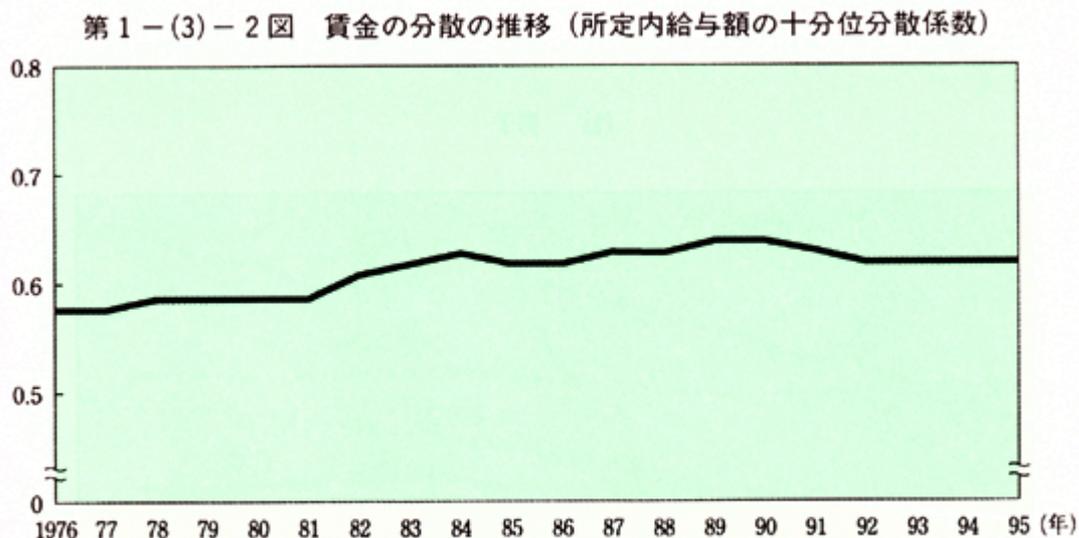
1) 賃金面からみた所得分配の動向

(大きな拡大はみられない我が国の賃金格差)

次に我が国の賃金格差の動向を賃金の分散(所定内給与額の十分位分散係数)の推移によりみると、1980年代に緩やかな拡大の動きがみられたが、1990年代に入りやや縮小した後は横ばいで推移している(第1-(3)-2図)。

また、先進主要国における賃金格差(上位10%の分位賃金/下位10%の分位賃金)の動向を男女別にみると、アメリカ、イギリスでは男女とも賃金格差が一貫して拡大する傾向にあり、フランスでは女子における賃金格差の拡大が続いている。我が国でも男女とも1980年代に賃金格差がやや拡大する傾向がみられたが、アメリカやイギリスの拡大テンポに比べると極めて緩やかな動きとなっており、長期的にみても我が国の賃金格差に目立った拡大の動きはみられないといえよう。こうした動きを反映して、我が国の賃金格差は国際的にも比較的小さなものとなっており、男子はドイツよりは大きいもののアメリカ、イギリスより小さく、女子は比較国中最も低い水準にある(第1-(3)-3図)。

第1-(3)-2図 賃金の分散の推移



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 十分位分散係数とは、下記の式により求めた数値をいい、数値が高いほどばらつきの程度が大きいことを示す。

$$\text{十分位分散係数} = (\text{第9} \cdot \text{十分位数} - \text{第1} \cdot \text{十分位数}) / (2 \times \text{中位数})$$

こうした各国における賃金格差の動きの背景をみるために、過去10年間における賃金階層別の実質賃金の伸びをみてみると、我が国では男女とも各賃金階層における実質賃金の伸びに大きな差はみられないが、賃金格差が拡大しているアメリカでは最低賃金層(下位10%)で実質賃金が低下する一方、高賃金層(第9分位)における実質賃金が大きく上昇している。また、イギリスでは男女とも高賃金層ほど実質賃金の伸びが高

くなっており、アメリカと同様に賃金格差の拡大が続いている(付属統計表第77表)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

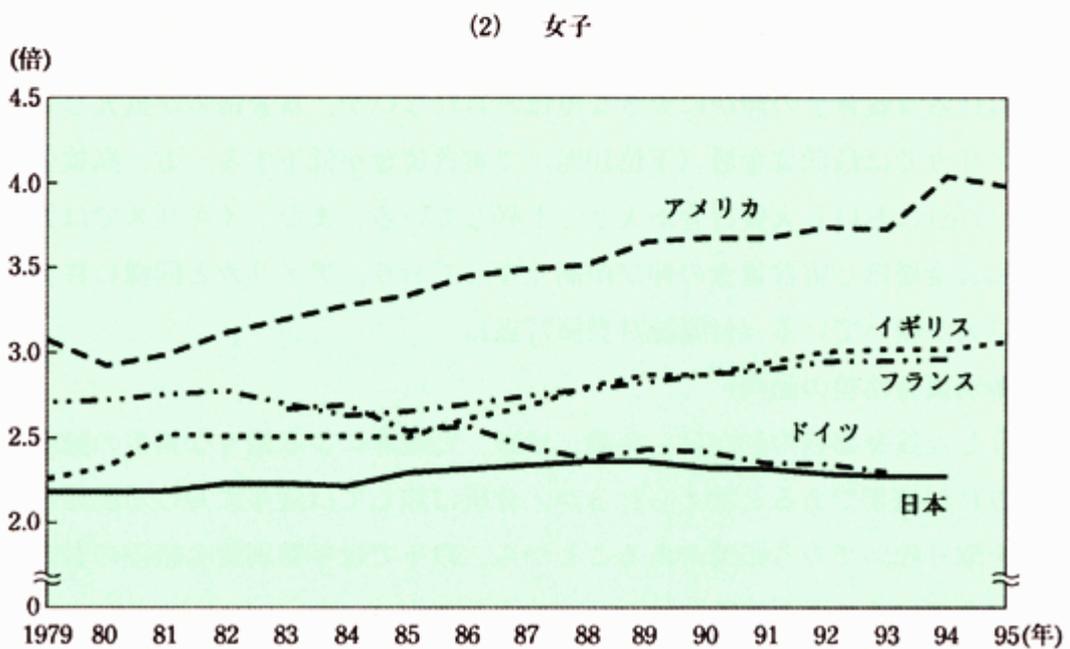
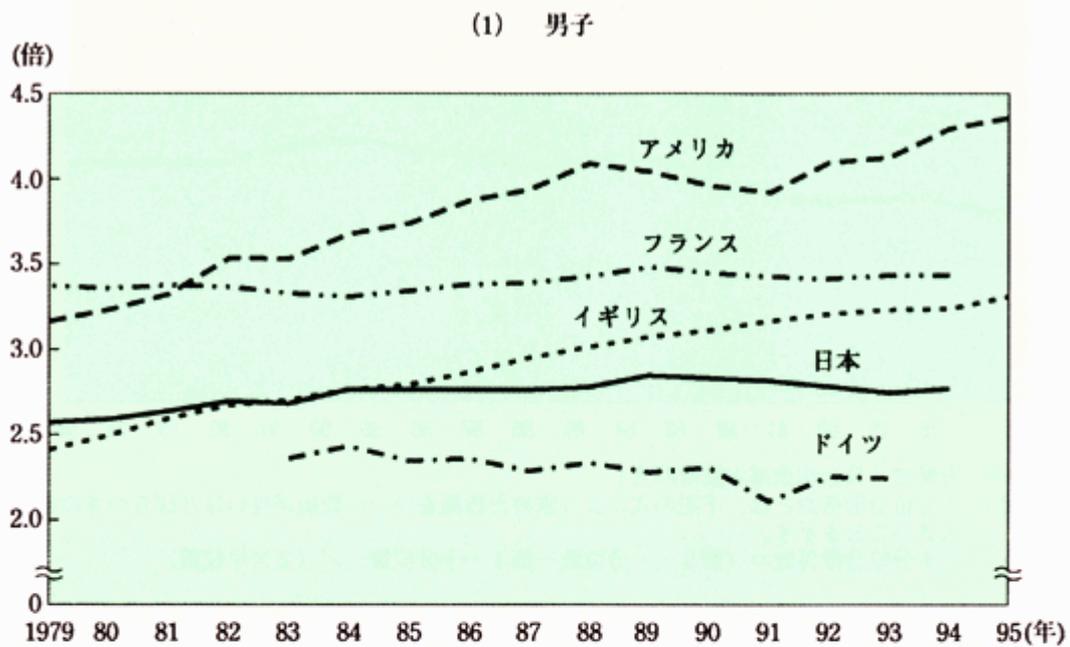
1) 賃金面からみた所得分配の動向 (年齢別賃金格差の動向)

こうした賃金格差の動向は、年齢、学歴、勤続等による様々な格差の動向が反映された結果であると考えられるが、分析に際しては近年における高齢化の影響を取り除いてみる必要があることから、以下では年齢別賃金格差の動向を中心にみていくこととする。

男女それぞれについて年齢階級別の賃金の分散の動きをみると、男子は1983年から1987年にかけて60歳以上の高年齢層における賃金の分散が拡大したものの、他の年齢層ではおおむね縮小又は横ばいで推移しており、全体としては目立った拡大の動きはみられない。一方、女子は1980年代半ばから後半にかけて中高年齢層における賃金の分散が拡大し、この間における賃金格差の拡大に一定の影響を及ぼしたものと考えられるが、1990年代に入つてからはほとんどの年齢層で賃金の分散が縮小する傾向にある(第1-(3)-4図)。

第1-(3)-3図 賃金格差の国際比較

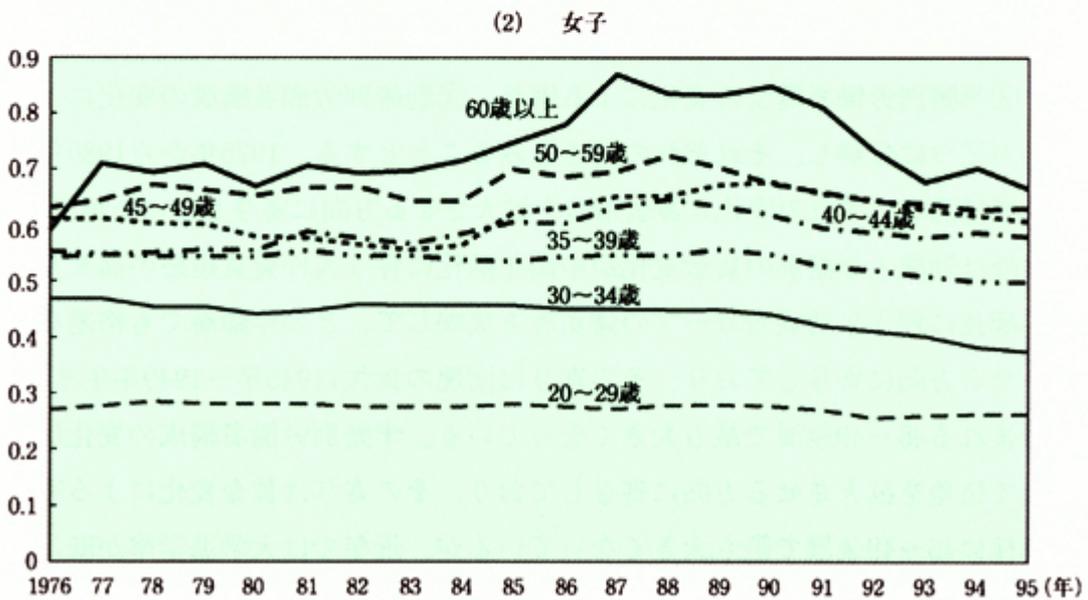
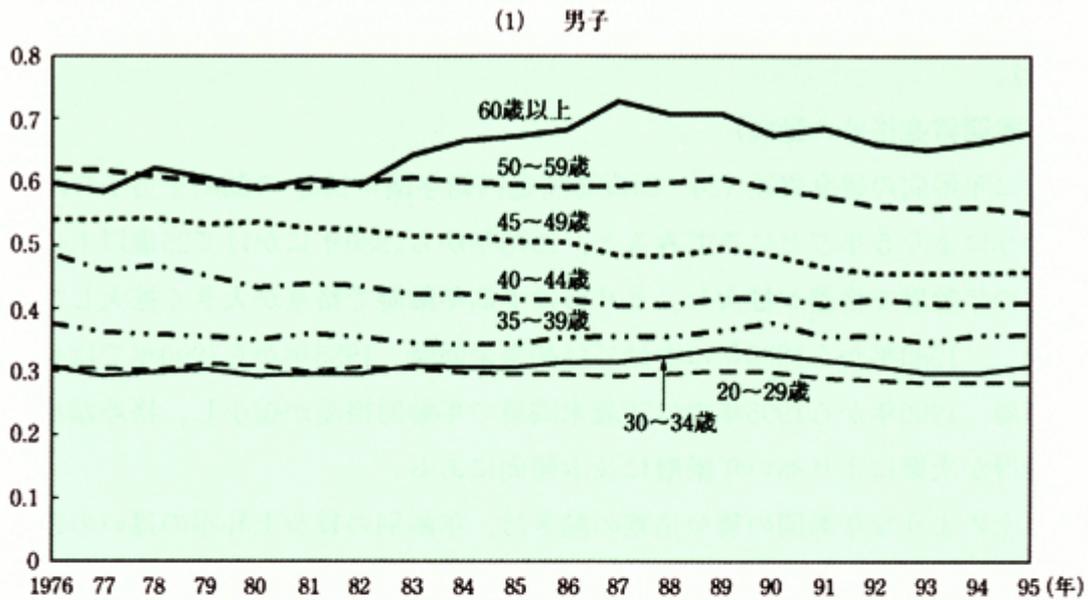
第1-(3)-3図 賃金格差の国際比較 (第9分位賃金/第1分位賃金)



資料出所 OECD「Employment Outlook」(1996年)

第1-(3)-4図 年齢階級別の賃金の分散

第1-(3)-4図 年齢階級別の賃金の分散(所定内給与額の十分位分散係数)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」から労働省労働経済課にて推計

また、賃金の分散は、男女とも年齢が高まるにつれて大きくなる傾向にあり、労働者構成の高齢化が進展すると分散の大きい層が増加し、全体としての賃金の分散が拡大する可能性がある。年齢別労働者構成の変化をみると、男女とも1990年代の初め頃まで比較的賃金の分散が大きい40歳以上層の割合が上昇しており、全体としての賃金の分散の拡大に寄与したものと考えられる。特に男子では、1990年代の初めまで労働者構成の高齢化が急速に進行したことから、1980年代における賃金格差の拡大に影響を及ぼしたものとみられる(付属統計表第78表)。

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

1) 賃金面からみた所得分配の動向 (年齢間賃金格差の動向)

次に年齢間の賃金格差(20~24歳の所定内給与額=100)の動向を男子の所定内給与により5年ごとにみると、1975年から1980年にかけて25歳以上のすべての年齢層で格差が拡大し、とりわけ中高年齢層で格差が大きく拡大した。

しかし、1980年から1985年にかけては40歳未満層、1985年から1990年では45歳未満層、1990年から1995年では50歳未満層で年齢間格差が縮小し、格差縮小の年齢層が次第により高い年齢層に及ぶ傾向にある。

以上のような年齢間の賃金格差の動きは、年齢別の賃金上昇率の違いのほか、勤続・学歴別の労働者構成の変化によっても変化する。そこで勤続・学歴別の労働者構成が5年前と変化しなかった場合の格差を試算し、実績格差との比較を行うことにより賃金格差全体の変化を、1)勤続・学歴別の賃金変化による寄与、2)学歴別労働者構成の変化による寄与、3)勤続別労働者構成の変化による寄与の三つに分解し、それぞれの動きをみることにする。1975年から1980年にかけては三者いずれの変化も賃金格差を拡大させる方向に寄与していたが、1980年以降は勤続・学歴別の賃金変化が中高年齢化に伴う人件費負担感の高まりや定年延長に伴う年功賃金カーブの修正等を反映して、どの年齢層でも格差を縮小させる方向に寄与しており、その寄与は団塊の世代(1945年~1949年生まれ)が含まれる45~49歳層で最も大きくなっている。学歴別労働者構成の変化は一貫して格差を拡大させる方向に寄与しており、その寄与は賃金変化による寄与と同様に45~49歳層で最も大きくなっているが、近年では大学進学率が既に高水準となっていることから比較的新しいコーホートでは学歴別労働者構成の変化による寄与はほとんどみられなくなっている。また、勤続別労働者構成の変化は定年延長の進展等の効果もあって50歳以上のコーホートを中心におおむね格差を拡大させる方向に寄与しているが、団塊の世代以下のコーホートではその寄与はほとんどみられない。このようなことから、年齢間賃金格差は、団塊の世代を含む45~49歳以下のコーホートにおいて一貫して縮小する傾向にある(第1-(3)-5図)。

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

1) 賃金面からみた所得分配の動向

(重要性を増す能力開発と能力評価)

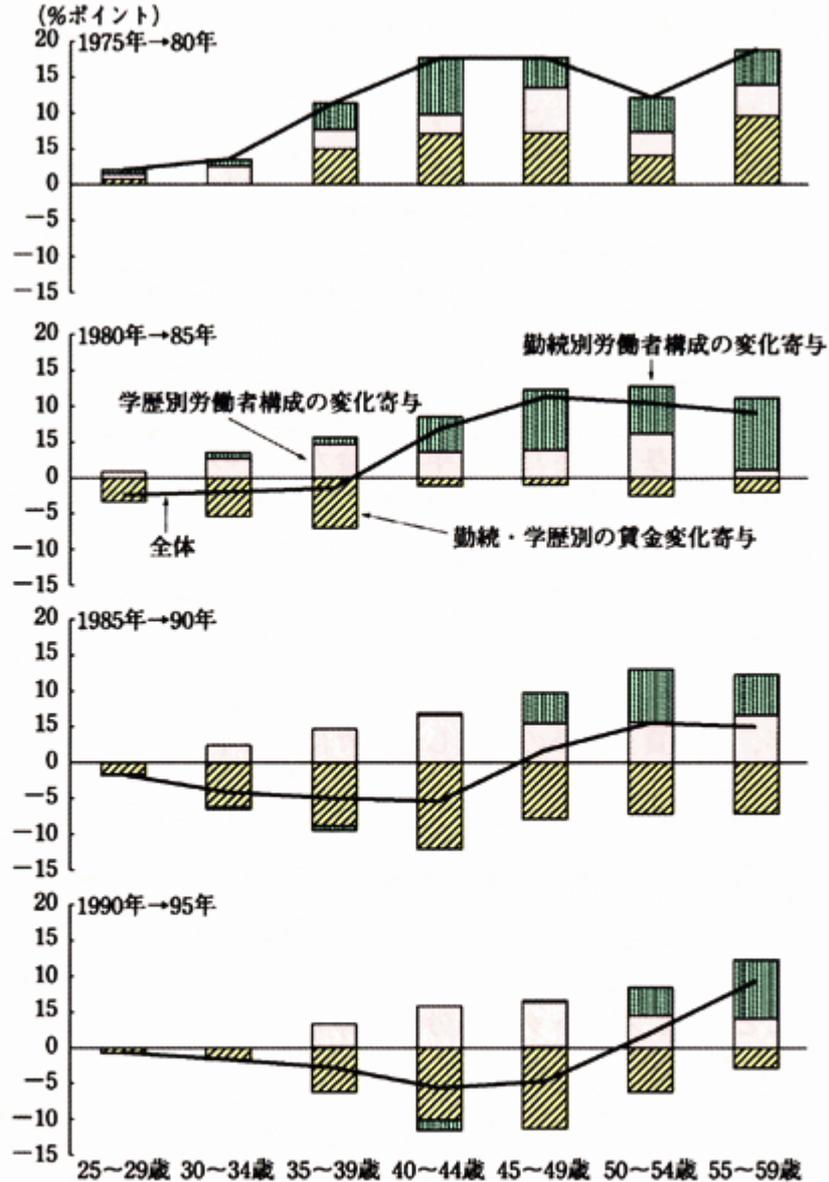
このように、我が国の賃金格差の拡大縮小要因をみると、労働者構成の高齢化に伴う高年齢労働者のウェイトの増加や学歴・勤続別労働者構成の変化が格差の拡大要因として寄与してきたが、年功賃金カーブの急な高学歴労働者や大企業労働者の賃金が抑制されたことを背景に、勤続・学歴別の賃金変化が格差の縮小に大きく寄与してきた。全体としてみると、高学歴、中高年、大企業といった賃金水準の高い労働者の賃金が抑制されてきたことが賃金格差の拡大を防いでいるといえよう。

しかし、近年、年功賃金体系の見直しが徐々に進む中で、男子大卒40歳台における賃金のばらつきが拡大しており、最近導入が進みつつある年俸制にみられるように賃金決定において能力や業績を反映する傾向が強くなっていけば、今後全体としての賃金格差が拡大する可能性もある。また、これまでの企業における労働コストの抑制が、内部労働市場における大幅な賃金修正が短期的には困難であることから、パートタイム労働者等非正規労働者のウェイトの増加や一般労働者とパートタイム労働者との賃金格差の拡大などにより図られてきたことにも留意が必要である。

今後は賃金制度をより能力・業績主義的なものにしていくなどの見直しにより、ある程度賃金格差が拡大する可能性があることは否定できないものの、労働者の職務能力や業績を適切に評価する仕組みを構築するとともに、労働者が主体的に能力開発を行える環境の整備を図ることなどにより、全体としての賃金の上昇を図っていくことが重要である。

第1-(3)-5図 年齢間賃金格差の変化要因の推移

第1-(3)-5図 年齢間賃金格差の変化要因の推移
(男子、所定内給与額、20~24歳=100としたときの指数の差)
(%ポイント)



資料出所 労働省「賃金構造基本統計調査」から労働省労働経済課試算

- (注) 1) 要因分解は、次のとおり。
 A：5年前の実績格差、B：勤続・学歴別労働者構成が5年前と変わらなかった場合の格差、
 C：学歴別労働者構成のみ5年前と変化しなかった場合の格差、D：その年の実績格差とすると、
 全体 = D - A
 勤続・学歴別の賃金変化寄与 = B - A
 学歴別労働者構成の変化寄与 = D - C
 勤続別労働者構成の変化寄与 = C - B
 2) 学歴別労働者構成の変化寄与には、学歴別・勤続別の労働者構成の同時変化による寄与（交絡項）も含まれる。

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

2) 所得格差と資産格差

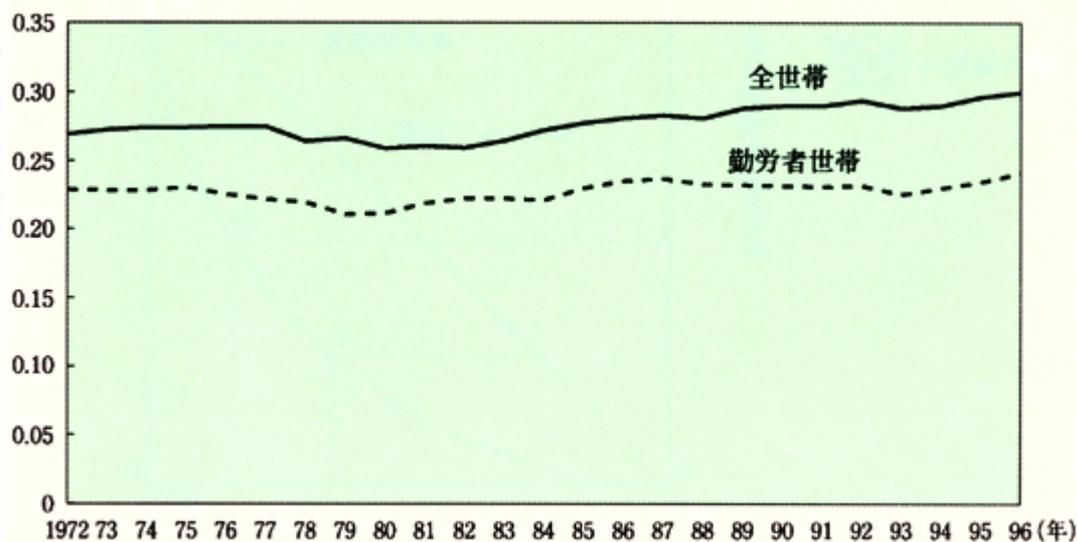
(所得格差の動向)

これまで賃金による労働者個人の所得分配についてみてきたが、以下では生活が行われる単位としての世帯からみた所得分配の動向と世帯属性別にみた所得分配の特徴を明らかにすることとする。

初めに、家計における所得格差の動向を年間収入のジニ係数(囲み参照)の推移によりみると、勤労者世帯では、1970年代後半にやや低下した後、1980年代半ばまで緩やかな上昇を示したものの、その後はおおむね横ばいで推移している。しかし、これを無職世帯等を含む全世帯でみると、1980年代前半からやや上昇傾向で推移しており、1982年の0.260から1996年の0.299まで上昇を続けている(第1-(3)-6図)。

第1-(3)-6図 所得分配格差の動向

第1-(3)-6図 所得分配格差の動向 (年間収入ジニ係数の推移)



資料出所 総務庁統計局「貯蓄動向調査」から労働省労働経済課にて試算

(注) 1) 年間収入五分位階級別分布による。

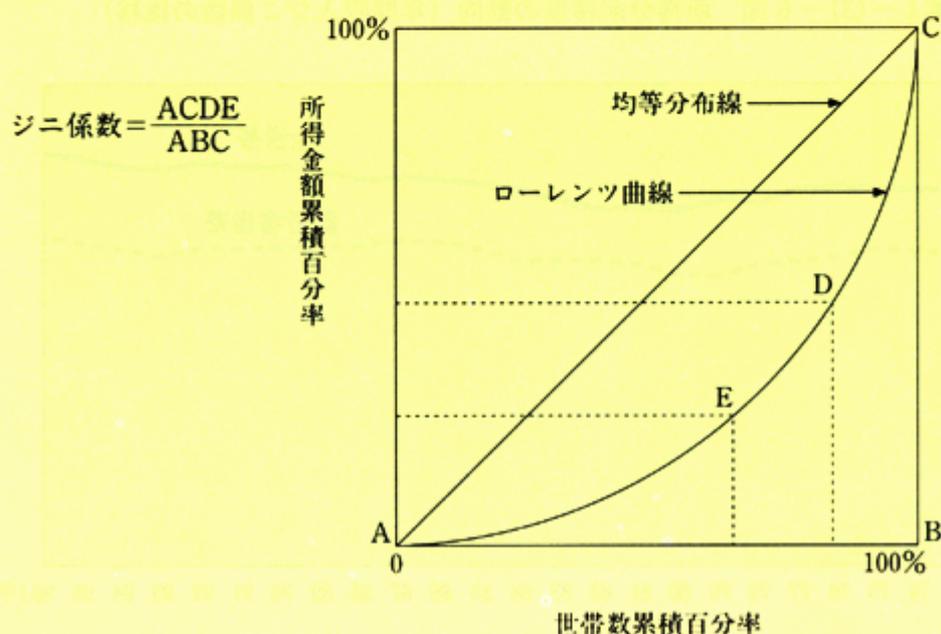
2) ジニ係数については付注-5 参照。

ジニ係数について

ジニ係数は、分布の偏りの程度を表す係数で、所得や資産の分配を分析する際に広く使われる尺度です。ジニ係数は以下で詳しく説明するように0に近づくほど偏りが小さく、1に近づくほど偏りが大きいことを示しています。

世帯の所得を例にとり説明すると、下図に示すように、横軸に最低所得層から高所得層へ順次並べた世帯数の累積百分率を、縦軸にこれらの世帯の所得金額の累積百分率をとります。両者の対応する点を連続的に結んだ曲線をローレンツ曲線といい、所得が完全均等に分配されている場合、この曲線は対角線（均等分布線）に一致します。

ジニ係数は均等分布線とローレンツ曲線で囲まれた面積(ACDE)と均等分布線より下の三角形の面積(ABC)の比として示され、その値は0（完全均等）と1（完全不均等）の間になります。



また、年間収入五分位階級別の所得シェア(すべての世帯の年間収入総額に対する各所得分位の年間収入総額の割合)をみると、勤労者世帯では1980年代半ば以降所得階層別の所得シェアにほとんど変化はみられないが、全世帯では最高所得層(第5分位階級)における所得シェアが1980年の36.9%から1996年の39.6%まで上昇している一方、低所得層における所得シェアがやや低下する傾向がみられる(付属統計表第79表)。

このように、1980年代半ば以降の所得格差の動向をみると、勤労者世帯ではおおむね横ばいで推移しているが、全世帯ではやや拡大傾向にあるといえる。

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

2) 所得格差と資産格差

(世帯主の年齢別にみた所得分配構造)

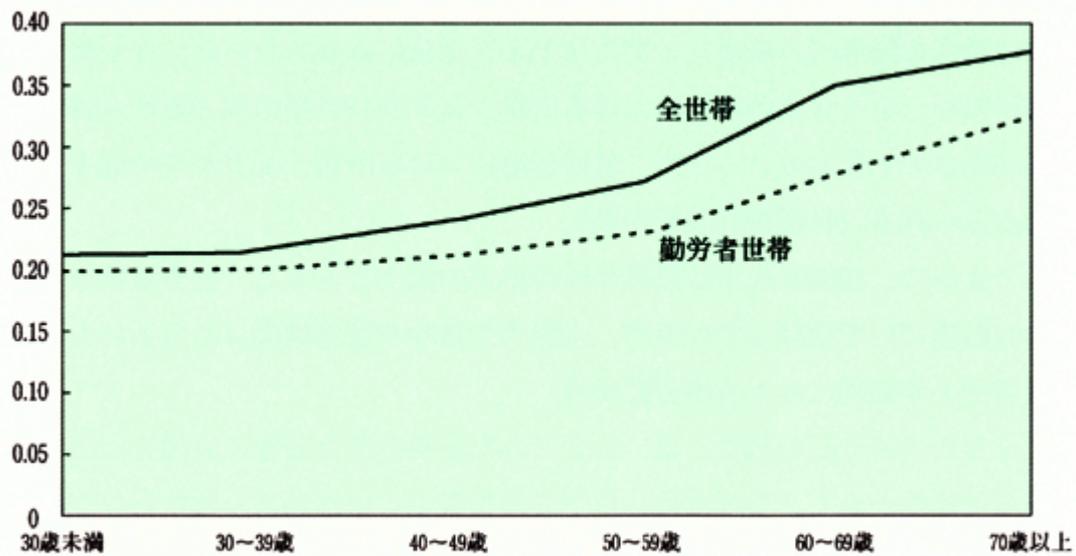
こうした所得分配の動きには、賃金でみた所得分配と同様に高齢化が影響している可能性がある。このため、以下では世帯主の年齢別にみた所得分配構造を中心にみてみることにする。

世帯主の年齢階級別に年間収入のジニ係数をみると、全世帯、勤労者世帯ともに30歳台までは各年齢間のジニ係数にほとんど差はみられないが、40歳以上では世帯主の年齢の高まりに伴いジニ係数が上昇し、高年齢層ほど所得格差が大きくなる傾向にある。また、勤労者世帯では50歳台までは年齢の高まりによるジニ係数の上昇が比較的緩やかであるのに対し、全世帯では40歳台からより大きな上昇を示すため、高年齢層における所得格差は全世帯でより大きなものとなっている(第1-(3)-7図)。

こうした世帯主の年齢別にみた所得格差の動きには、第1に年齢別にみた賃金の分散の違いが影響している。賃金面の分配でみたように賃金の分散は年齢が高まるにつれて大きくなるが、このことが世帯主年齢の高まりに伴う傾向的な所得格差の拡大に寄与しているものと考えられる。第2に世帯主の年齢別にみた所得構成の違いがある。40歳未満の世帯では世帯主の勤め先収入を主な収入とする世帯が9割以上を占めているが、40～59歳の世帯では世帯主の勤め先収入による世帯が次第に減少し、事業収入や世帯主以外の世帯員の収入による世帯が増加する。さらに、60歳以上では世帯主の勤め先収入による世帯が大幅に減少する一方、所得が大きく低下する年金・恩給世帯が大幅に増加する(第1-(3)-8図)。こうした所得構成の違いによる所得分布の偏りを「全国消費実態調査」(1994年)の年間収入階級別分布に基づくジニ係数でみると、所得構成が極めて均等な勤労者世帯では0.242と比較的小さな水準にあるが、所得の高い法人経営者世帯と逆に所得が大きく低下する無職世帯等からなるその他の一般世帯では0.412と所得分布の偏りが大きなものとなる。このように、世帯主の年齢が高いほど年齢層内部における所得構成面の不均等度が高まり、中でも所得水準が低下する年金・恩給世帯のウェイトが大きく高まることで高年齢層の所得格差を大きくしているものと考えられる。

第1-(3)-7図 世帯主の年齢階級別にみた所得分配格差

第1-(3)-7図 世帯主の年齢階級別にみた所得分配格差（年間収入ジニ係数）



資料出所 総務庁統計局「全国消費実態調査」（1994年）から労働省労働経済課にて試算

(注) 1) 年間収入十分位階級別分布による。

2) ジニ係数については付注-5 参照。

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

2) 所得格差と資産格差

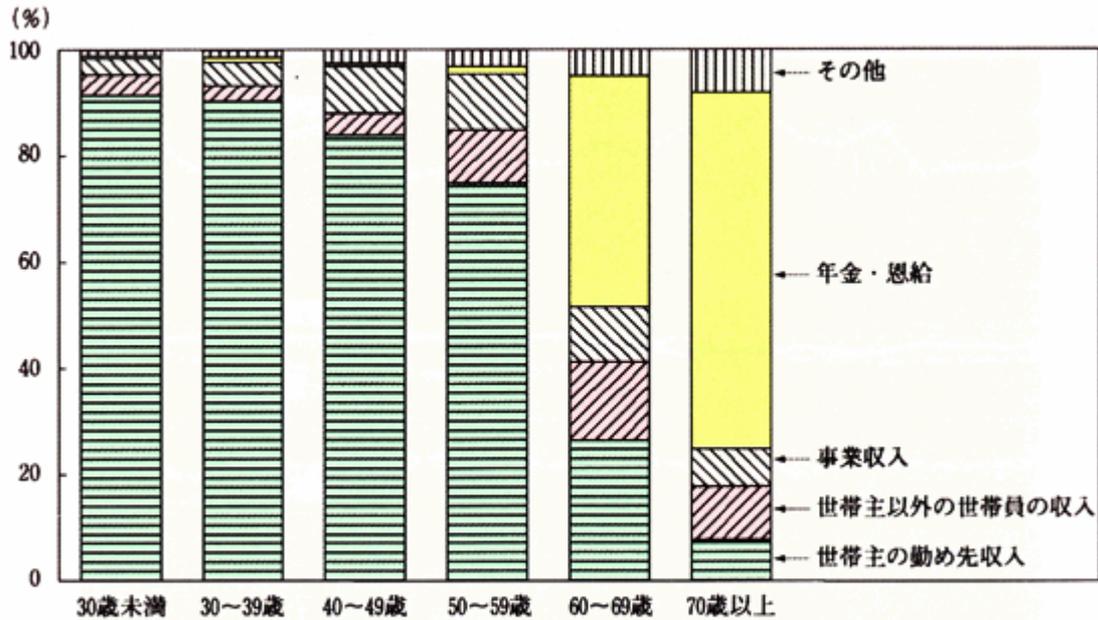
(所得分配に対する高齢化の影響)

このことは、高齢化が進行すると所得格差の大きい層が増加し、全体としての所得格差が拡大する可能性があることを示唆している。特に、高齢化の進展に伴い定年退職等により勤労者世帯から無職世帯となる世帯が増加すると、全世帯における高年齢無職世帯のウェイトが高まり、全世帯における所得格差が拡大する可能性がある。

世帯主の職業別所得格差の動向を全世帯の所得格差が拡大した1980年代前半以降を中心にみると、短期的にはバブル期の1989年、1990年に法人経営者世帯等の所得水準が上昇したなどの動きがみられるが、1980年代前半以降、全体としての所得格差を傾向的に拡大させるような動きはみられない(第1-(3)-9図)。しかし、世帯主の職業別の世帯構成の変化をみると、1980年代以降無職世帯のウェイトが急速に高まる傾向で推移しており、1980年の6.4%から1996年の16.7%までそのウェイトを高めている(附属統計表第80表)。さらに世帯主の年齢階級別にみると、こうした無職世帯の増加は60歳以上の高年齢無職世帯の増加によるものであり、特に65歳以上の無職世帯の増加が無職世帯全体の増加に大きく寄与している(第1-(3)-10図)。このように、1980年代以降65歳以上の無職世帯を中心に高年齢無職世帯のウェイトが急速に高まっていることが全世帯における所得格差の傾向的な拡大に寄与しているものといえよう。

第1-(3)-8図 世帯主の年齢階級別にみた主な年間収入の種類別世帯構成

第1-(3)-8図 世帯主の年齢階級別にみた主な年間収入の種類別世帯構成



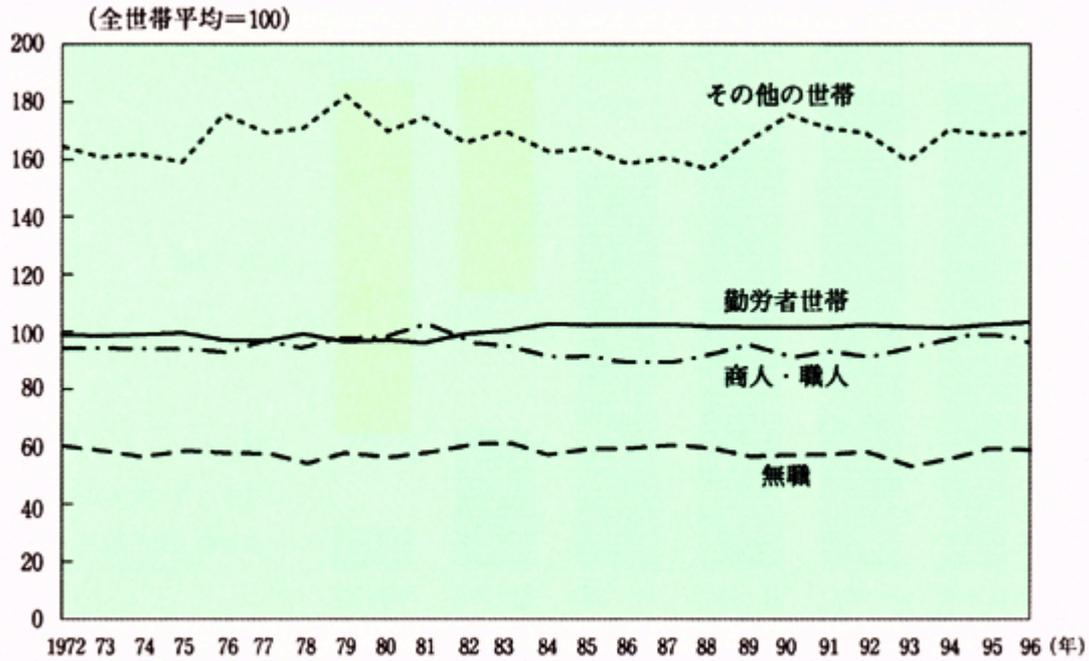
資料出所 総務庁統計局「全国消費実態調査」(1994年)

- (注) 1) 「その他」には内職収入、仕送り金、家賃・地代、利子・配当金などが含まれる。
 2) 主な年間収入の種類「不詳」を除く。

こうした高年齢無職世帯には、世帯主が既に就業から引退した非労働力としての無職世帯のほか、失業により無職となっている世帯も含まれている。そこで、男子60歳以上の各年齢階級別人口に対する失業による無業者比率(完全失業者比率)と就業からの引退等による無業者比率(非労働力人口比率)の動きと水準をみることにより、1980年代以降における高年齢無職世帯増加の背景をみてみることにする。まず、60~64歳層についてみると、1980年から1988年までは非労働力人口比率が完全失業者比率を大きく上回る伸びで推移し、この間における無業者の増加は主に就業引退等に伴うものであったといえる。しかし、近年は非労働力人口比率の伸びが鈍化する一方、完全失業者比率の伸びが高まる傾向にある。その水準は非労働力人口比率に比べると依然低いものの持続的な拡大が続いていること、また、第2章第1節でみるように60~64歳層では潜在的に就業希望を持つ層が含まれることには留意する必要がある。次に65歳以上層についてみると、完全失業者比率は0.5~1%程度の極めて低い水準にあるのに対し、非労働力人口比率は60%前後と人口に対し一定の比率で推移しており、この層における大幅な無業者の増加は人口の高齢化に見合ったものであったことを示している。さらに、60歳以上の高年齢層全体でみると、60歳以上に占める65歳以上層のウェイトが大きいことを反映して、非労働力人口比率が50%前後の一定割合で推移しているのに対して、完全失業者比率は2%台の低い水準で推移している(付属統計表第81表)。

第1-(3)-9図 世帯主の職業別にみた年間収入格差の推移

第1-(3)-9図 世帯主の職業別に見た年間収入格差の推移

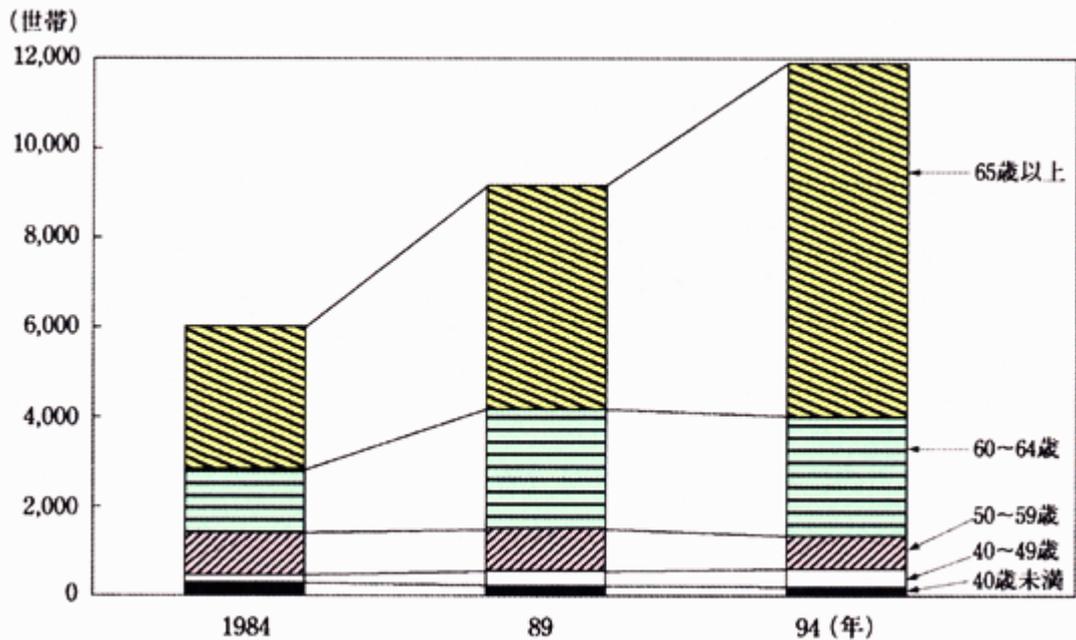


資料出所 総務庁統計局「貯蓄動向調査」

(注)「その他の世帯」は個人経営者、法人経営者、自由業者の合計。

第1-(3)-10図 世帯主の年齢階級別無職世帯数の推移

第1-(3)-10図 世帯主の年齢階級別無職世帯数の推移



資料出所 総務庁統計局「全国消費実態調査」

(注) 世帯数は10万分比である。

こうした点からみて、勤労者世帯の所得格差がほぼ横ばいで推移する中で、全世帯の所得格差が1980年代前半以降拡大傾向で推移してきたのは、主に人口の高齢化とそれに伴う高年齢無職世帯の大幅な増加の影響によるものであったといえよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

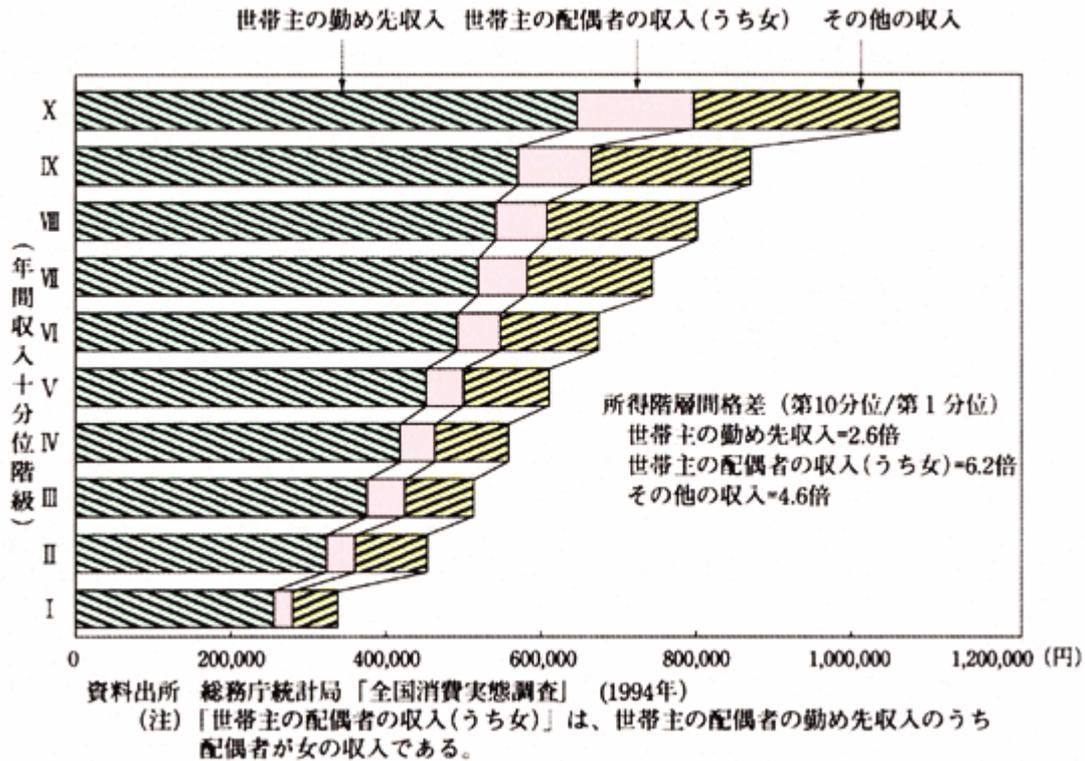
2) 所得格差と資産格差

(所得階層別にみた所得格差と消費格差)

次に、所得格差が大きい高年齢層を中心に所得階層間の所得格差を実収入の内訳にみることにより所得格差が生じる背景をみてみることにする。世帯主が50歳台の世帯における実収入の内訳(世帯主の勤め先収入、「世帯主の配偶者の勤め先収入(うち配偶者か女の収入)」(以下「世帯主の配偶者の収入(うち女)」という)及びその他の収入)を年間収入十分位階級別にみると、いずれも高所得層になるほど収入水準が高まる傾向にあるが、所得階層間の格差(第10分位階級/第1分位階級)をみると、世帯主の勤め先収入における格差以上に「世帯主の配偶者の収入(うち女)」やその他の収入(子供の収入を含む)における格差が大きくなっており、世帯主以外の世帯員の収入における格差が全体としての格差をより大きなものになっていることが分かる(第1-(3)-11図)。こうしたことには、高所得層になるほど有業人員が増加することが関係しており、最低所得層(第1分位階級)における平均有業人員は世帯主を含めて1.69人であるのに対し、最高所得層(第10分位階級)では2.64人とかなり多い。また、50歳台における世帯主の勤め先収入は低所得層では40歳台のそれより低い水準にあるが、「世帯主の配偶者の収入(うち女)」については低所得層では50歳台で最も高いことに加え、有業人員がすべての所得階層を通じて50歳台で最も多くなることから、全体としての所得水準はすべての所得階層を通じ50歳台で最も高くなっている。

第1-(3)-11図 所得階層別の実収入及び内訳(勤労者世帯,50~59歳)世帯主の勤め先収入世帯主の配偶者の収入(うち女)その他の収入

第1-(3)-11図 所得階層別の実収入及び内訳（勤労者世帯、50～59歳）



こうした点を世帯主の年齢階級別の実収入構成比によりみてみると、60歳未満層では「世帯主の配偶者の収入(うち女)」を中心に世帯主の勤め先収入以外の収入ウェイトが高所得層において大きく高まる傾向にあるのに対し、60歳以上では年金を受給しながら就業する世帯が多くなることなどから各所得階層を通じて世帯主の勤め先収入のウェイトが大きく低下する一方、厚生年金等の公的年金給付を中心にその他の収入ウェイトが大きく上昇する(付随統計表第82表)。こうしてみると、60歳未満層では世帯主以外の世帯員の就業の有無とその所得水準が、60歳以上の高年齢層では世帯主の就業状態のほかその他の収入の大きさが世帯の所得分布に影響を与えているものといえよう。

一方、こうした所得に対する50歳台における支出の状況をみると、食料、住居等の必需的消費支出は所得階層間で大きな差はみられないが、被服及び履物、教養娯楽等の選択的消費支出は年間収入規模に比例して高所得層ほど大きく増加する傾向にあり、特に諸雑費や交際費等のその他の消費支出が大きく増加する。また、全体としての消費支出はこうした選択的消費支出の動きを反映したものとなっており、所得階層別にみた支出動向はおおむね所得を反映したものとなっている。しかし、低所得層における支出の状況をみると、所得面の制約から選択的な消費支出の水準がかなり低いものとなっており、家計を維持する上でかなりの節約を余儀なくされていることがうかがえる。こうした傾向は60歳以上で更に強まることから、高年齢低所得層における所得水準の動向には留意していく必要がある(第1-(3)-12図)。

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

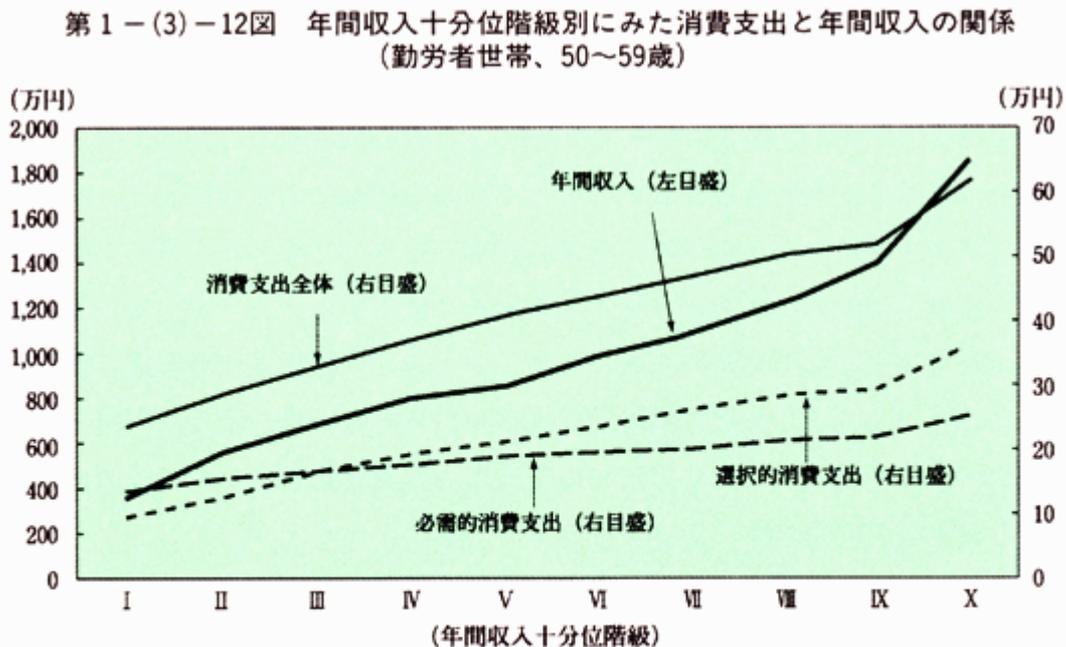
第3節 我が国の所得分配構造

2) 所得格差と資産格差

(主要国との比較でみた我が国の所得格差)

次に、我が国の所得分配の状況をアメリカ、イギリスとの比較によりみてみることにする。まず、アメリカ、イギリスと比較した我が国の所得格差の水準をみてみよう。アメリカ、イギリスの収入には単身世帯や農林漁家世帯の収入を含むため、ここでは我が国は「全国消費実態調査」(1994年)の年間収入階級別所得分布に基づく総世帯ベースのジニ係数、アメリカ、イギリスは各収入五分位に基づくジニ係数により比較すると、我が国のジニ係数は0.343となり、アメリカの0.422、イギリス(1993年)の0.400より小さくなっており、アメリカ、イギリスの所得格差に比べ我が国の所得格差が大きいとはいえない。

第1-(3)-12図 年間収入十分位階級別にみた消費支出と年間収入の関係



資料出所 総務庁統計局「全国消費実態調査」(1994年)

(注) 必需的消費支出：食料、住居、光熱・水道、家具・家事用品、保健医療、交通通信
(支出弾力性1未満)

選択的消費支出：被服及び履物、教育、教養娯楽、その他の消費支出(支出弾力性1以上)

支出弾力性は、総務庁統計局「家計調査」(1994年)による。

また、1980年から1995年までの15年間について、年間収入五分位階級別年間収入の実質増減率をアメリカとの比較でみてみると、アメリカでは、最低所得層(第1分位階級)では実質減少、中位所得層では小さな伸びとなる中で、最高所得層(第5分位階級)における実質年間収入が大幅に増加しており、所得階層間における年収格差が大きく拡大している。我が国でも1980年からの15年間で実質年間収入が高所得層ほど高い伸び

を示し、アメリカと同様に所得階層間における年収格差が拡大しているが、我が国では低位及び中位の所得階層でもアメリカをかなり上回る伸びを示しており、所得階層間における年収格差の拡大はアメリカに比べると比較的小さなものであったことがうかがえる(第1-(3)-13図)。ただし、近年における所得階層間格差の動向をみると、アメリカでは、1994年、1995年と高所得層における実質年間収入の伸びが鈍化する一方で低所得層における実質年間収入が比較的高い伸びを示しており、所得階層間の格差が縮小する兆しをみせているのに対し、我が国では緩やかではあるが格差が拡大傾向で推移している(付属統計表第83表)。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

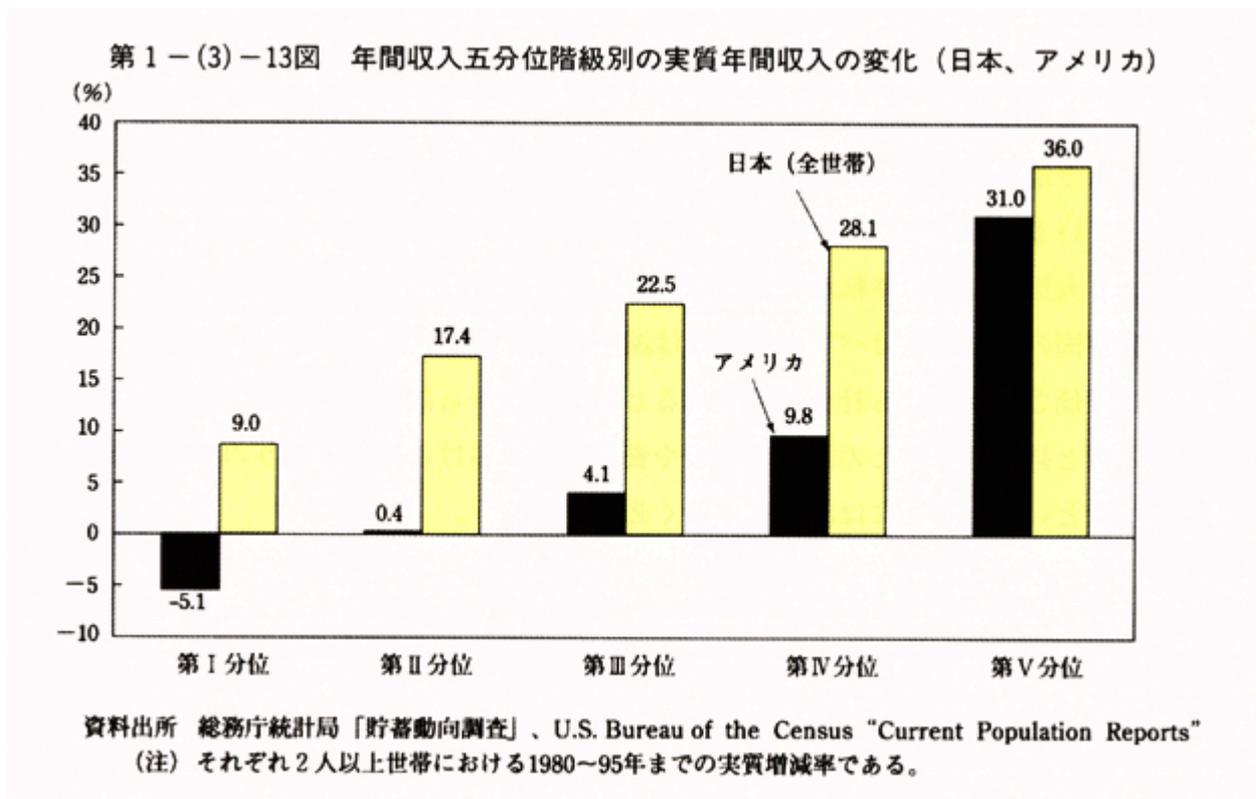
2) 所得格差と資産格差

(資産分配における格差)

一般に資産の収益率は保有資産額が増加するにつれて増加する傾向にあることから、世帯における保有資産の格差は、資産所得を通じて所得分配にも影響を及ぼすこととなる。

我が国の家計資産格差は、バブル期に金融資産、実物資産ともに大きく拡大したが、それは主に株価や地価の上昇を背景に、持てる者と持たざる者との格差が個人の努力や能力によらず拡大したものであった(「平成2年版労働経済の分析」)。また、バブル期であった1989年とバブル崩壊後の1994年における資産格差を「全国消費実態調査」によるジニ係数で比較すると、金融資産(貯蓄現在高)は0.563から0.538、実物資産(住宅・宅地資産)は0.680から0.641とともに低下したものの、年間収入のジニ係数(0.297)を大きく上回る水準にあり、所得格差と比べた資産格差は依然大きなものとなっている。

第1-(3)-13図 年間収入五分位階級別の実質年間収入の変化



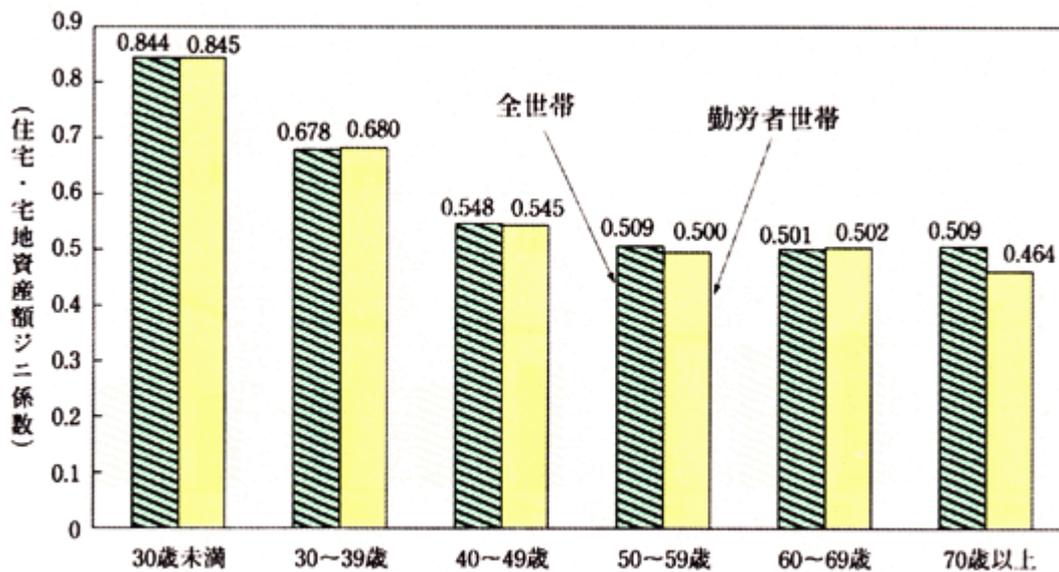
こうした資産格差は特に実物資産で大きい。世帯主の年齢階級別に住宅・宅地資産の格差をジニ係数で見ると、ジニ係数はいずれの年齢層においても高い水準にあるが、所得分配でみた傾向とは逆に若年層ほど大きくなる傾向にある(第1-(3)-14図)。このことは家計における実物資産の形成に際しては所得からの蓄積だけが源泉ではないことを示しているものと考えられる。総務庁統計局・国土庁土地局「土地基本

調査世帯調査」(1993年)によると、世帯が所有している土地面積のうち現住居敷地の49.7%、現住居敷地以外の宅地などの56.0%が相続・贈与で取得した土地となっており、土地資産保有における相続・贈与のウェイトはかなり大きいといえる。また、世帯の年間収入階級別に相続・贈与の状況をみると、低所得層ほど相続・贈与で土地を取得した世帯の割合が高く、高所得層では購入による土地取得が増加するため、相対的に相続・贈与による土地取得世帯の割合は低下するが、その取得規模は高所得層ほど大きくなっている(第1-(3)-15図)。このことは多くの資産を保有する世帯に対してより大規模な富の移転が行われていることを示唆しているといえよう。

我が国の資産格差はバブル崩壊後は縮小しているが、本人の努力、能力が正当に評価され報われる社会が望まれるという観点からは、バブル期のような持てる者と持たざる者との格差の拡大や資産取得における相続・贈与のウェイトの拡大といったことには注意していく必要がある。

第1-(3)-14図 世帯主の年齢階級別にみた住宅・宅地資産格差

第1-(3)-14図 世帯主の年齢階級別にみた住宅・宅地資産格差



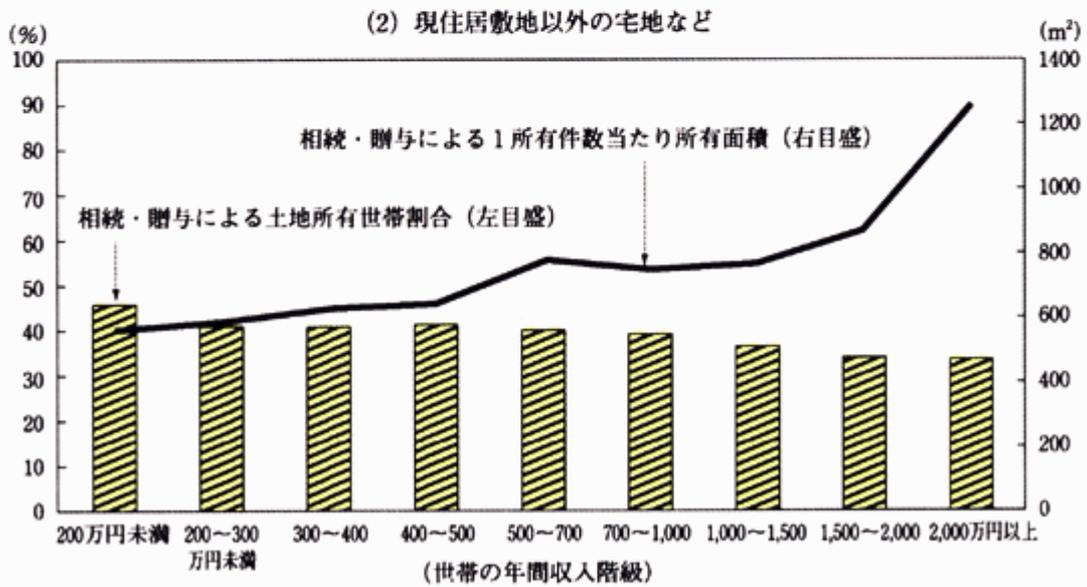
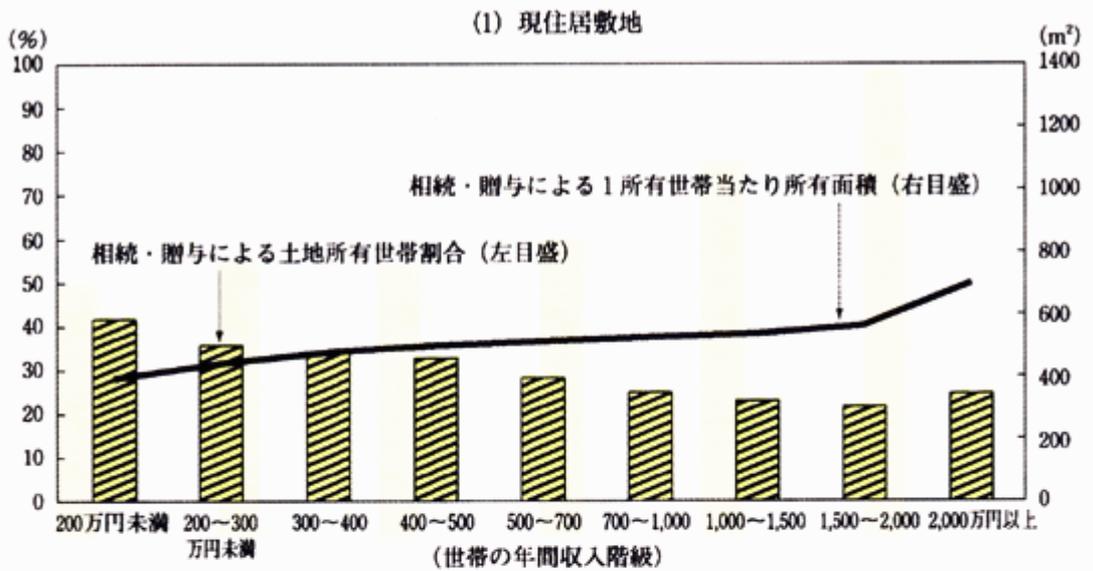
資料出所 総務庁統計局「全国消費実態調査」(1994年)から労働省労働経済課にて試算

(注) 1)世帯主の年齢階級、住宅・宅地資産額階級別分布による。

2)ジニ係数については付注-5参照。

第1-(3)-15図 相続・贈与による土地の取得状況

第1-(3)-15図 相続・贈与による土地の取得状況



資料出所 総務庁統計局・国土庁土地局「土地基本調査世帯調査」(1993年)

第II部 構造転換期の雇用・賃金と高齢化への対応

第1章 労働力需要構造の変化と所得分配

第3節 我が国の所得分配構造

3) 今後の課題

以上、本章では労働力需要面における様々な構造変化と所得分配についてみてきたが、最後に、今後我が国が構造転換を図っていく中で、高失業社会に陥らず、また賃金格差拡大による不平等感が高まらないようにしていくための課題について整理しておこう。

第1は、成長分野への円滑な労働移動の実現である。経済のグローバル化や情報通信技術を中心とした技術革新の進展、規制緩和の推進の中で、新たなビジネスチャンスが生まれ、労働力需要が増加する分野が生じる一方、労働力需要が減少し雇用調整を余儀なくされる分野が発生することが見込まれる。こうした労働力需要構造のシフトに対応して、衰退分野から発展分野へと労働者ができるだけ失業を経ることなく移動できるように努力することが重要である。

このため、公共職業安定機関の機能の改善・強化や有料職業紹介事業を通じた民間の活力、ノウハウの活用を通じた労働力需給調整機能の強化、適切な能力開発機会の提供とビジネス・キャリア制度等客観的な能力評価制度の整備、「業種雇用安定法」等に基づく産業間・企業間での失業なき労働移動への支援などを引き続き進めていくことが必要である。

第2は、新規事業分野の開発とそれを担う人材の確保・育成である。今後、雇用の安定を図っていくためには、新規事業分野の開発が重要であり、それに必要な人材を円滑に確保・育成することが課題となっている。このため、「中小企業労働力確保法」等に基づくベンチャー企業等新規分野展開をめざす企業における人材の確保・育成、魅力ある職場づくりの活動の支援や個人主導の職業能力開発に対する支援、「地域雇用開発等促進法」による地域における労働者の高度の技能等を活用した新事業展開による雇用機会の創出、地域における自主的な人材育成への支援などが重要である。

第3は、職業構造の変化等に対応した人事労務管理制度の見直しである。情報化の進展は高度かつ専門的な能力を持つ労働者の需要を高めているが、これまでは十分にその能力が評価されているとはいえない。今後、こうした職業への労働者の就業インセンティブを高めるためにも、多様なキャリアパスの整備や公正な評価制度の確立とともに、能力・業績主義的賃金制度の導入など、賃金制度を多様化することにより能力に応じた処遇を行っていくことも重要である。また、こうした賃金制度の導入は一方で、職種間等の賃金格差を拡大させる可能性があるが、個々の労働者のニーズに応じた職業能力開発機会を提供し全体としての賃金の上昇を図るとともに、労使の合意形成に努めつつ最低賃金制度の適正な改定を図ることにより、低賃金労働者の労働条件の改善に努めることが重要である。

第4は、パートタイム労働者を中心とした非正規労働者の増加への対応である。高年齢者や女子等の多様な就業ニーズに応じ選択の幅を広げるという意味で、非正規労働者の増加は評価できるものであるが、最近企業が人件費の抑制を図る中でパートタイム労働者と一般労働者の賃金格差が拡大している。今後とも長期雇用システムの外に位置する非正規労働者の増加が見込まれる中で、こうした労働者の増加が低い労働条件を強いられる労働者の増加につながらないようにするため、就業条件の整備を進めることはもとより、能力開発の充実を図るほか、正規労働者、非正規労働者を問わず能力、業績が正当に評価されるようにするなど、個々の状況に応じた雇用管理の改善を図るとともに、希望に応じて就業形態を転換できる制度の普及が望まれる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare